



「花びら拾い」(神山町) 撮影者: 圓藤由貴子

主な内容

- ・(一財)徳島県社会保険協会の令和2年度事業計画・収支予算について
- ・事業の開催報告[日帰りバス旅行／令和元年度 第3回 社会保険事務担当者研修会]
- ・「社会保険とくしま」表紙募集について
- ・宿泊施設等の優待(割引)のご案内
- ・日本年金機構からのお知らせ[各種届出について／学生納付特例制度について]
- ・協会けんぽからのお知らせ「健康保険の被扶養者は原則『国内居住者』に限定されます」
- ・健康のススメ「医学と音楽と哲学」
- ・保健師だより「毎年健康診断を受けていますか？」



職場内で回覧しましょう!

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

令和2年度 事業計画・予算が成立しました

なお、事業計画の内容、収支予算を次のとおりご報告いたします。

1 広報活動の推進

- ① 広報誌「社会保険とくしま」を年4回発行し配布します。当協会ホームページにも各号を掲載し、また、日本年金機構県内3年金事務所・全国健康保険協会徳島支部の各受付コーナーにも設置して、社会保険制度の周知を図ります。
- ② 広報用図書「社会保険の事務手続」を会員事業所へ配布します。
- ③ 各種事業の広報活動を積極的に推進します。

2 講習会・セミナーの開催

- 社会保険制度等に関する社会保険事務担当者研修会や年金シニアライフセミナーを開催して、制度の周知に努めます。
- 令和2年7月(1回)・10月(3回)
令和3年2月(1回)
社会保険事務担当者研修会
 - 令和2年9月
年金シニアライフセミナー

3 体育奨励事業の推進

- けんこうウォーク、健康ポウリング大会を開催し、健康づくりの実践を通じて健康確保に努めます。
- 令和2年7月 **健康ポウリング大会**
 - 令和2年10月 **けんこうウォーク**

4 福利厚生事業の推進

- ① 健康管理意識の向上を図るため、「史跡めぐり」・「伝統産業の見学」等の日帰りバスツアーを実施します。
- 令和2年11月・12月
- ② 生活習慣病予防・健康づくりに役立つDVDの貸出しを実施します。

5 各種団体への活動協力

徳島県社会保険委員会連合会・徳島県年金受給者協会等社会保険制度の円滑な運営に寄与している関係団体と協力し、各種事業等を実施します。

収入支出予算額	
収入の部 (単位:千円)	
科目	予算額
事業活動収入 (内会員会費収入)	27,530 (27,500)
投資活動収入	0
前期繰越収支差額	5,500
収入合計	33,030
支出の部 (単位:千円)	
科目	予算額
事業活動支出 (内事業費)	25,580 (15,610)
(内管理費)	(9,970)
予備費	7,450
支出合計	33,030

● 常備薬等の斡旋について ●

～もしもの時に役立つ常備薬！
職場やご家庭などにいかがですか？～

当協会では、従業員やご家族の皆様への福利厚生事業の一環として、疾病予防や健康管理にお役立ていただきたく、常備薬等の斡旋をご案内しております。

今年度は、
4月・9月に常備薬の斡旋チラシの送付
を予定しておりますので、お見逃しなく！

● 令和2年度 会費納入のお願い ●

当協会の事業運営につきまして、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会では、社会保険制度の普及発展のための広報事業や、被保険者及びそのご家族を対象とした福利厚生事業等を実施しております。各種事業を行う費用等は、年1回、会員事業所の皆様方よりご協力いただいております社会保険協会費が唯一の財源です。

この度、会員事業所様には、令和2年度会費の払込書を同封しております。納入にあたり、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、会員事業所様の住所変更・名称等に変更があった場合には、年金事務所に手続きしていただくとともに、当協会へもご連絡いただけますようお願いいたします。

日帰りバス旅行に 行ってきました

1月25日(土)17名の方々にご参加いただき、新年古都に早春を告げる伝統行事「若草山の山焼き」に行ってきました。

ホテルプラザ神戸で昼食後、重要文化財の「興福寺」を見学し、記念撮影。午後6時15分、数百発の打ち上げ花火が始まり、夜空をスクリーンにした約15分間のショー、花火が終わるとすぐに、山の中腹から一斉に火の手が上がり、しばらくすると、山が猛火に包まれました。心配された天候も雨も降らず無事見学することができました。



令和元年度 第3回 社会保険事務 担当者研修会 を開催しました



2月4日(火)アスティとくしまにおいて、第3回の社会保険事務担当者研修会を開催しました。

今回の研修会は、「60歳からの働き方と雇用保険事務の手続について」と題して、徳島労働局職業安定課から講師を迎え、高年齢雇用継続給付金を中心とした雇用保険制度について、また、「定年退職・再雇用に係る社会保険の基礎知識について」と題して、日本年金機構徳島南年金事務所から講師を迎え、在職年齢年金制度など公的年金制度についての研修を行いました。

年度末のお忙しいなか、82事業所90名の皆様にご参加いただきありがとうございました。

令和
2年度

「社会保険とくしま」表紙(大募集)!



令和2年度の広報紙「社会保険とくしま」の表紙の写真などを次の要領により募集します。多数のご応募をお待ちしております。

- 題 材 自由。徳島県内の「四季を通じての風景」「祭り」「行事」など歓迎いたします。(写真・絵手紙・水彩等)
- 発 行 月 令和2年6月(夏号)・9月(秋号)
令和3年1月(新年号)・4月(春号)
- 応募資格 当協会会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族。
- サ イ ズ モノクロ・カラーともに表紙サイズ参照。
- 締め切り 令和2年5月8日(金)到着分まで。
- 応募方法 右記の応募票をコピーして、必要事項をご記入のうえ、写真などの裏面に貼付し、郵送してください。

- 送 り 先 〒770-0006
徳島市北矢三町3丁目1-77 マイム21
一般財団法人 徳島県社会保険協会
TEL(088)679-6670 FAX(088)634-3337
- 記 念 品 各月号の表紙採用者(4名)には、記念品を進呈いたします。
- 発 表 令和2年6月号「社会保険とくしま」紙上又採用者についてはご本人宛に通知いたします。

応募票

氏 名			
事業所名			
自宅住所	〒		
電話番号			
画 題			
撮影場所		撮影月	月

応募票にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

■ 応募上の注意

- ① 作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募点数は1人4点以内とさせていただきます。
- ③ 採用作品の著作権は主催者に帰属します。
- ④ 応募作品は返却いたしません。
- ⑤ 被写体が人物の場合、肖像権侵害等責任は負いかねます。応募に際しては被写体本人の承諾を得てください。
- ⑥ 採用作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、提出していただく場合があります。

宿泊施設等の優待(割引)のご案内!!



会員事業所様の皆様への福利厚生事業を目的に、全国のホテル等の契約施設を優待料金でご利用いただける事業を、全国の都道府県社会保険協会の共同事業として実施しております。お仕事での出張のときやご家族旅行のとき等にぜひご利用ください。ご利用いただける契約施設は下のとおりです。



SEMPOS 船員保険会施設	プリンスホテル ご優待プラン	プリンスホテル優待プラン	かんぼの宿 かんぼの宿
HOTEL HOKKE CLUB グループ	DAIWA ROYAL HOTEL ダイワロイヤルホテルズ	湯快リゾート 湯快リゾート	
Grand Prince Hotel Takanawa, Grand Prince Hotel New Takanawa, Prince Hotel Shinogawa, The Prince Sakura Tower Tokyo	高輪・品川プリンスホテルグループ	HMI HOTEL GROUP	HMIホテルグループ

【施設利用会員証の申込について】

各優待施設の使用にあたり、「施設利用会員証」が必要になります。下記「施設利用会員証」交付申請書または、当協会ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、FAX(郵送可)にてお申込みください。

会員専用の優待料金・内容等については、Eメールにてお知らせしますので、下記申請書にご記入ください。

「施設利用会員証」交付申請書

【申込先】

FAX (088) 634-3337

一般財団法人徳島県社会保険協会

〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目1-77 マイム21-1F

会員番号				事業所名			
住 所	〒			Eメール			
TEL				FAX			
担当者名				希望枚数	枚(1事業所3枚まで)		

※この情報は、当協会からのご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

日本年金機構からのお知らせ
Japan Pension Service

4月は採用、転勤の多い時期です。 忘れないよう届出をしましょう。



新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 ●実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届出をお願いします。

■資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「**実際に就労した日**」が資格取得年月日となります。

■個人番号(基礎年金番号)

個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を記入してください。



■報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物支給も加えます。) また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

3親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

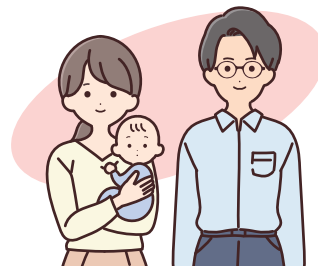
被扶養者(異動)届

■被扶養者の追加

被扶養者がいる新入社員が健康保険に加入したときや被扶養者が増えたときは、被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。

■被扶養者の削除

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者でなくなる場合は、被扶養者から削除する届出をお願いします。



※扶養削除日について

被扶養者(異動)届の「被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「**就職した日**」、離婚の場合は「**離婚した日**」、死亡の場合は「**死亡日の翌日**」、75歳到達の場合は「**75歳の誕生日**」を記載してください。

被扶養者の要件の見直しについて

令和2年4月1日より、健康保険の被扶養者の認定について、国内に居住していることが追加されましたが、次の①から⑤に該当する者については、特例として、健康保険の被扶養者が国内に居住しているとみなすことができます。



- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、**ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度**です。

POINT 1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部免除)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで審査することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得が無い場合は学生納付特例の対象となります。

ご注意! 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



POINT 2 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(「子のある配偶者」と「子」)の方は遺族基礎年金を受け取ることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。

Q 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

A 「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 (受給資格期間) 遺族基礎年金		算入されます	算入されます	算入されません
	受給資格期間	算入されます	算入されます	算入されません
老齢基礎年金	年金額に反映	算入されます	算入されません	算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

詳しくは管轄する年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

徳島北年金事務所

徳島市佐古三番町12-8
電話(088)655-0200

徳島南年金事務所

徳島市山城西4-45
電話(088)652-1511

阿波半田年金事務所

美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2
電話(0883)62-5350

協会けんぽ徳島支部からのお知らせ

健康保険の被扶養者は原則「国内居住者」に限定されます

現行制度では、健康保険の被扶養者について居住地の要件がないため、海外在住者についても一定の要件を満たせば、被扶養者として認定されていましたが、健康保険法の改正により令和2年4月以降、健康保険の被扶養者は一部の特例(下表参照)を除き「国内居住者」に限定されることになりました。



■海外特例の要件と必要な証明書類

	海外特例の要件	証明書類
1	外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
2	外国に赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
3	就労以外の目的(観光、保養、ボランティア活動等)で一時的に海外に渡航する家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4	被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族*	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5	1~4のほか、渡航目的等の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

*海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など

令和元年9月~10月に実施した「令和元年度被扶養者資格再確認」において、「海外在住の被扶養者がいる」と回答のあった事業所様へ令和2年1月下旬に「海外在住者リスト」をお送りしております。

リストが届いた事業所様におきましては、対象の被扶養者が海外特例要件に該当するか否かをご確認の上、所定のお手続きをいただきますようお願いいたします。

- 海外特例要件に該当しない場合 ▶ 扶養解除のお手続きが必要です
- 海外特例要件に該当する場合 ▶ 海外特例要件該当のお手続きが必要です

詳しくは「海外在住者リスト」に同封しているリーフレットをご覧ください。

健康保険給付金 Q & A

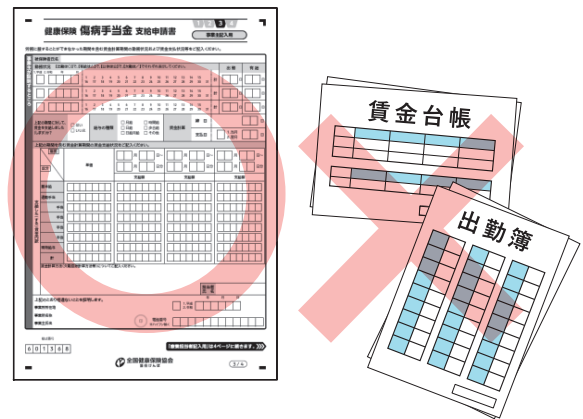
Q 出勤簿や賃金台帳等を添付した場合、
傷病手当金・出産手当金支給申請書の事業主記入欄の記入を省略できますか？

A 事業主記入欄の記入は必須のため省略できません。
(出勤簿や賃金台帳等の添付は不要)

事業主記入欄(申請書3ページ目)に申請期間を含む賃金計算期間の出勤状況・賃金支給状況の記入をお願いいたします。

事業主記入欄の記入がない場合や記入が不足している場合、出勤簿や賃金台帳の添付があっても申請書を返戻させていただきます。

給付金の円滑な支給のため、ご協力をお願いいたします。



Q 療養費支給申請書に添付する領収書等は、原本ではなくコピーで構いませんか？

A 療養費の申請時に提出いただく領収書等の添付書類は、
原本の提出が必要です。

提出いただいた原本は返却できませんので、市町村から子ども医療助成等の払戻しを受ける際に領収書のコピーが必要となる方は、事前にコピーをお取りいただくようお願いいたします。

■ 保険料率変更のお知らせ

【徳島支部の健康保険料率】

10.30% ➡ 10.28%

【介護保険料率(全国一律)】

1.73% ➡ 1.79%

- 40～64歳の方は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- 変更後の保険料率の適用は、3月分(4月納付分)からです。賞与については、3月1日支給分から適用となります。

■ 出張窓口閉鎖のお知らせ

阿波半田年金事務所内協会けんぽ出張窓口は、
令和2年3月31日(火)をもって

閉鎖いたしました。



- ご利用者様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 協会けんぽの各種手続きは、すべて郵送で行うことができます。窓口までお越しいただくお手間や、お待ちいただくことのない郵送での申請をご利用願います。

第160回 健康のススメ

板東 浩

先日、フランスのパリで開催された国際学会で基調講演を担当させて頂く機会があった。アフリカの医療に身を捧げノーベル賞を受賞したシュバイツァー博士は当初、神学者や音楽家・オルガン奏者として活躍していた。また105歳までご活躍された日野原重明先生の生涯や功績も紹介。氏は音楽にも精通し作詞作曲や指揮をされ、書き下ろした脚本のミュージカルがカーネギーホールで大成功を収めたこともあった。

このお二人の共通点として両親や生育環境に優れた道徳・倫理観の背景が垣間見える。太古の時代、ヒトが集団生活するようになった頃、宗教が生まれた。共に労働する際に掛け声からリズム・音楽が誕生。痛みで苦しむ人のお腹にリーダーが手を当て、手当てから医療に発展することに。

「医学と音楽と哲学」

医療と医学にはアートとサイエンスが関わる。両因子とも大切だが、患者の心身を優しく癒すアートの心がいま再び求められている。

歴史に残るお二人の業績は、①医師②音楽家③崇高な哲学者によるものだ。筆者も①②は同じかもしれないが、③は到底及びもつかない次元である。いま世界は混沌としており、今後さらに日野原イズムの哲学と医療が求められる時代が到来するだろう。(医学博士・内科医)



○ として保管しましょう ○

こうして改善！生活習慣

皆さん、毎年健康診断を受けていますか？健康診断では血液や尿を調べたり、診察をしたりして今の体の健康状態を評価します。健診結果は体が出している大切なサインです。今は自覚症状がなくても病気は静かに進んでいるかもしれません。特に高血圧や糖尿病など、生活習慣病では自覚症状がなく、気付いた時にはかなり悪化しているということも少なくありません。このサインを早めに読み取り、対策を立てることが大切です。

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」は、定期健康診断とがん検診がセットで、約7,200円でご利用いただけます。令和2年度受診分より

毎年健康診断を受けていますか？



協会けんぽへのお手続きが廃止となり、健診機関へのご予約のみでお受けいただけます。また、健診後には無料で健康相談や特定保健指導を受けられるので、健診結果を生活習慣の改善や治療にスムーズに繋げることができます。

平成30年の人口動態統計では、徳島県は糖尿病での死亡率がワースト2位、腎不全での死亡率がワースト1位となっています。健診結果をチェックして生活習慣病の早期発見、早期治療に繋げましょう。

社会保険協会 会員事業所様

『タイムズカーレンタルの優待サービス』



会員事業所様の皆様への福利厚生事業を目的に、協会ホームページ内の専用バナーにて、インターネット予約を行えば、通常料金の25%OFFでご利用になれます。くわしくは、ホームページでご確認ください。

徳島県社会保険協会 <http://tokusyakyō.sakura.ne.jp>